

新旧対比表 ワンタイムパスワード規定

条番号	現行	変更後
第 1 条 ワンタイムパスワード	1. ワンタイムパスワードとは、都度変化するパスワードであって、インターネットバンキング取引およびモバイルバンキング取引（本項（2）に規定するアプリのワンタイムパスワードに利用登録がされた場合はインターネットバンキング取引のみ。以下、「利用対象取引」といいます。）において、一定期間内に一度だけ利用することができます。ワンタイムパスワードを表示する方法は次のいずれかによります。（1）当行がお客さまに貸与する端末に表示する方法で、お客さまの申込に応じて、トークン型（以下、「トークン」といいます。）およびカード型（以下、「カード」といいます。）の 2 種類があります。トークンにつきましては、平成 27 年 3 月 15 日をもって、新規発行および新規利用登録の受付を終了しておりますが、それ以前に利用登録がされているものは、電池切れまたは故障するまで継続してご利用いただけます。カードにつきましては、令和 2 年 8 月 8 日をもって、新規発行の受付を終了しておりますが、利用登録がされているものは、電池切れまたは故障するまで継続してご利用いただけます。（2）当行所定のスマートフォン（以下、「利用端末」といいます。）にインストールして利用する専用のソフトウェア（ワンタイムパスワードアプリ）（以下、「アプリ」といいます。）に表示する方法。	1. ワンタイムパスワードとは、都度変化するパスワードであって、インターネットバンキング取引（以下、「利用対象取引」といいます。）において、一定期間内に一度だけ利用することができます。ワンタイムパスワードを表示する方法は次のいずれかによります。（1）当行がお客さまに貸与する端末に表示する方法で、お客さまの申込に応じて、トークン型（以下、「トークン」といいます。）およびカード型（以下、「カード」といいます。）の 2 種類があります。トークンにつきましては、平成 27 年 3 月 15 日をもって、新規発行および新規利用登録の受付を終了しておりますが、それ以前に利用登録がされているものは、電池切れまたは故障するまで継続してご利用いただけます。カードにつきましては、令和 2 年 8 月 8 日をもって、新規発行の受付を終了しておりますが、利用登録がされているものは、電池切れまたは故障するまで継続してご利用いただけます。（2）当行所定のスマートフォン（以下、「利用端末」といいます。）にインストールして利用する専用のソフトウェア（ワンタイムパスワードアプリ）（以下、「アプリ」といいます。）に表示する方法。
	3. アプリを利用登録すると、モバイルバンキングはお取り扱いいただけなくなります。	全文削除
第 7 条 解約	1. 本規定に基づく、ワンタイムパスワードの利用契約（以下、「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合でいつでも将来に向かって解約することができるものとします。トークン、カードの場合は、お客さまからの解約は当行所定の申込書の提出による方法もしくはインターネットバンキングまたはモバイルバンキングにログインし、当行所定の画面でワンタイムパスワードを入力する方法によるものとし、トークンまたはカードを当行に返却するか破壊のうえ廃棄するものとします。アプリの場合は、お客さまからの解約は当行所定の申込書の提出による方法とします。	1. 本規定に基づく、ワンタイムパスワードの利用契約（以下、「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合でいつでも将来に向かって解約することができるものとします。トークン、カードの場合は、お客さまからの解約は当行所定の申込書の提出による方法またはインターネットバンキングにログインし、当行所定の画面でワンタイムパスワードを入力する方法によるものとし、トークンまたはカードを当行に返却するか破壊のうえ廃棄するものとします。アプリの場合は、お客さまからの解約は当行所定の申込書の提出による方法とします。
なし（規定最後尾）	（2020 年 8 月 9 日現在）	<u>（2022 年 10 月 9 日現在）</u>